

# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年2月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	横浜市西区高島1丁目2番8号 京急川崎駅西口地区市街地再開発準備組合 理事長 川俣 幸宏
	指定開発行為の名称	（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為）、大規模建築物の新設（第2種行為） 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区駅前本町21番地ほか
	指定開発行為の目的	業務、商業を主な用途とする建築物の建設及び新設道路等の整備
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約13,460㎡ 市街地再開発事業施行予定区域：約12,320㎡、その他区域：約1,140㎡ 建築物の高さA-1街区：約119m、A-2街区：約46m 延べ面積：約85,170㎡ A-1街区：約83,000㎡、A-2街区：約2,170㎡
	指定開発行為の施行期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年2月24日（金）～3月10日（金） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎市：川崎区役所・幸区役所・環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分～午後5時。土・日曜を除く。ただし幸区役所では第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 横浜市：横浜市環境創造局環境影響評価課・鶴見区役所 午前8時45分～午後5時（環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで） 土・日曜及び祝日は除く。 ※川崎市、横浜市ともに縦覧開始日（2月24日）は、正午から縦覧を行います。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	<b>【申出書の記載内容】</b> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・指定開発行為の名称 ・申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別的かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 <b>【申出ができる方】</b> ・条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者 ・条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者 ・条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 <b>【提出期限及び提出先】</b> 提出期限：令和5年3月10日（金）（郵送の場合は令和5年3月10日消印有効） 提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価課宛て 提出方法：郵送、持参またはホームページのフォームから。（これ以外の受付は行いません） 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。
	条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。 開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 公聴会は、 <b>4月15日（土）日中</b> の開催を予定しています。 <b>【公述人について】</b> ・公述人に選定された方は公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可） ・公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。 ・公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 ・環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。 ・環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 <b>【条例公聴会を開催しない場合】</b> 上記申出がなかった場合には、条例公聴会を開催されません。
ホームページ	ホームページから見解書の閲覧、公聴会の申出ができます。  <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/> <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html</a> 	
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	

## 関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（計画地敷地境界から100mの範囲）
- ・工事用車両及び施設関連車両の走行による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲）
- ・高層建築物の存在により風環境の状況に変化が生じると予想される範囲（計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍（約238m）の範囲）
- ・日照障害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	川崎区	駅前本町、旭町1丁目、池田1丁目、池田2丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、小川町、下並木、日進町、本町1丁目、本町2丁目、東田町、堀之内町、港町、南町、宮本町、元木2丁目、渡田山王町  上記町丁の全域または一部
	幸区	幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、中幸町1丁目、中幸町2丁目、堀川町  上記町丁の全域または一部
横浜市	鶴見区	平安町一丁目の一部

